

衆議院議員会館維持管理・運営事業（第二期） 入札説明書・同添付資料の訂正表（第1次）

令和元年5月24日に公表した衆議院議員会館維持管理・運営事業（第二期） 入札説明書・同添付資料に関し、以下のとおり訂正します。
 なお、令和元年5月24日付けで公表している入札説明書・同添付資料には訂正が反映されていませんので、必ずこの訂正表を参照してください。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
資料Ⅰ 事業契約書（案）		目次	第32条（維持管理業務の維持管理企業から第三者への委託等）	第32条（維持管理業務の維持管理企業から第三者への委任等）
資料Ⅰ 事業契約書（案）		目次	第38条（運営業務の運営企業から第三者への委託等）	第38条（運営業務の運営企業から第三者への委任等）
資料Ⅰ 事業契約書（案）		目次	第40条（運営業務実施報告書の作成及び提出）	第40条（運営業務報告書の作成及び提出）
資料Ⅰ 事業契約書（案）	3	第12条第4項	事業者は、第1項及び第2項の定めるところにより事業契約書等に定める各業務又は各業務以外の業務を選定企業に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の14日前までに、衆議院に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書案を提示し、衆議院の事前の書面による承諾を得なければならない。また、当該契約書の主たる内容を変更しようとするときも同様とする。 なお、事業者は、衆議院の承諾を要するか否かにかかわらず、当該契約書を変更した場合、その後速やかに変更契約書の写しを衆議院に送付しなければならない。	事業者は、第1項及び第2項の定めるところにより各業務又は事業契約書等に定める各業務以外の業務を選定企業に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の14日前までに、衆議院に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書案を提示し、衆議院の事前の書面による承諾を得なければならない。また、当該契約書の主たる内容を変更しようとするときも同様とする。 なお、事業者は、衆議院の承諾を要するか否かにかかわらず、当該契約書を変更した場合、その後速やかに変更契約書の写しを衆議院に送付しなければならない。
資料Ⅰ 事業契約書（案）	5	第20条第5項	事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ衆議院の承諾を得た場合は、この限りでない。 一 成果物の内容を公表すること。 二 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。	事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ衆議院の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 一 成果物の内容を公表すること。 二 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
資料Ⅰ 事業契約書（案）	14	第51条第1項第八号	構成員が基本協定書第5条第3項の規定に従って本事業の落札者が衆議院に対して差し入れた、基本協定書別紙3の様式による出資者誓約書に規定されたいずれかの構成員がいずれかの表明及び保証した内容のいずれかが、 <u>真実若しくは正確でなかったとき又はいずれかの構成員が当該構成員の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき</u>	構成員が基本協定書第5条第3項の規定に従って衆議院に対して差し入れた基本協定書別紙3の様式による出資者誓約書に規定された表明及び保証した内容のいずれかが <u>真実若しくは正確でなかったとき又はいずれかの構成員が当該構成員の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき</u> 。
資料Ⅲ 提出書類の記載要領	9	2.（3）	・第一次審査にて入札参加資格を得ていることが確認できた入札参加者は、 <u>参議院</u> より提案者番号を付与される。なお、第二次審査資料には、付与された提案者番号を適切に記入すること。	・第一次審査にて入札参加資格を得ていることが確認できた入札参加者は、 <u>衆議院</u> より提案者番号を付与される。なお、第二次審査資料には、付与された提案者番号を適切に記入すること。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
資料Ⅳ P F I 事業費の算定 及び支払方法	4	④ (2)	④ 改定方法	③ 改定方法
資料Ⅵ 基本協定書 (案)	8	出資者誓約書 柱書	<p>衆議院議員会館維持管理・運営事業 (第二期) (以下「本事業」という。) に関して、衆議院●●●●●【○○○○○】 (以下「甲」という。) 並びに【事業者の商号】 (以下「事業者」という。) との間で、本日付けで締結された本事業に関する事業契約 (以下「事業契約」という。) に関して、事業者の出資者である【代表企業の商号】、【構成員の商号】、【構成員の商号】、及び【その他の出資者の商号】 (以下「当社ら」という。) は、本日付けをもって、<u>甲に対して</u>下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします。</p> <p>なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる引用符つきの用語の定義は、「事業契約」に定めるとおりとします。</p>	<p>衆議院議員会館維持管理・運営事業 (第二期) (以下「本事業」という。) に関して、衆議院●●●●●【○○○○○】 (以下「衆議院」という。) 並びに【事業者の商号】 (以下「事業者」という。) との間で、本日付けで締結された本事業に関する事業契約 (以下「事業契約」という。) に関して、事業者の出資者である【代表企業の商号】、【構成員の商号】、【構成員の商号】、及び【その他の出資者の商号】 (以下「当社ら」という。) は、本日付けをもって、<u>衆議院に対して</u>下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします。</p> <p>なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる引用符つきの用語の定義は、「事業契約」に定めるとおりとします。</p>